

保護林制度の概要

1 保護林の種類と推移

○大正4年 山林局通牒 「保護林設定二関スル件」

- 学術参考保護林
- 風致保護林
- その他保護林

林業と自然保護に関する検討委員会
(昭和62年10月～63年12月)

大正時代
昭和初期
高度経済成長
(木材需要拡大)
(公害発生)
森林の公益的機能
自然保護運動
(知床、白神等)

○平成元年 林野庁長官通達 「保護林の再編・拡充について」 「保護林設定要領」

- 森林生態系保護地域
- 森林生物遺伝資源保存林
- 林木遺伝資源保存林
- 植物群落保護林
- 特定動物生息地保護林
- 特定地理等保護林
- 郷土の森

森林における生物多様性保全の推進方策検討
会
(平成20年12月～21年7月)

生物多様性保全の要請
世界自然遺産
の保護担保

○平成22年 「保護林設定要領」一部改正

- 森林生物遺伝資源保存林の改正 (局設定可能)
- モニタリング規定追加
- 有識者による保全管理委員会の規定追加 等

保護林制度等に関する有識者会議
(平成26年6月～)

○平成27年 「保護林設定管理要領」制定

- 保護林設定要領を廃止

2 保護林の沿革

	保護林	保護林をとりまく情勢
大正4年	保護林制度発足	
大正5年	最初の保護林設定（上高地、白馬ほか）	
大正8年		史跡名勝天然記念物保存法制定
昭和6年	重複する保護林を一部解除	国立公園法制定
昭和22年		林政統一
昭和48年	「国有林野における新たな森林施業」をとりまとめ 国有林野の公益的機能を維持増進させるよう政策転換を図り、保護林を増設	
昭和61年	生物遺伝資源保存林新設	
昭和62年	「林業と自然保護に関する検討委員会」発足 知床、白神山地等における伐採問題が契機	
平成元年	保護林制度全面改正	
平成7年		生物多様性国家戦略策定
平成12年	緑の回廊制度新設 保護林を中心に回廊を形成し、野生生物の移動経路を確保	
平成13年		森林・林業基本法改正 多面的機能の持続的発揮に政策転換
平成20年		生物多様性基本法制定
平成22年	保護林制度改正、モニタリングの実施等	
平成25年		国有林を一般会計化
平成27年	保護林設定管理要領の制定	

3 保護林制度の根拠

○国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）

（地域管理経営計画）

第六条 森林管理局長は、管理経営基本計画に即して、森林法第七条の二第一項の森林計画区別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画区に係るものにつき、五年ごとに、当該森林計画区に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、五年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画（以下「**地域管理経営計画**」という。）を定めなければならない。

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする国有林野の管理経営に関する基本的な事項

二 巡視、森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止その他**国有林野の維持及び保存に関する事項**

三 木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関する事項

四 地域における産業の振興又は住民の福祉の向上その他国有林野の活用に関する事項

五 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針

六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3・4 （略）

○国有林野管理経営規程（平成11年1月21日 農林水産省訓令第2号）

（計画事項の細目）

第4条 法第6条第1項の**地域管理経営計画**において定める事項の細目は、次のとおりとする。

(1) （略）

(2) 国有林野の維持及び保存に関する事項

ア・イ （略）

ウ 特に保護を図るべき森林に関する事項

エ その他必要な事項

(3) ~ (8) （略）

（計画の細目等）

第12条 森林管理局長は、森林計画及び地域管理経営計画に即して、森林計画区別に当該区域に係る要存置林野につき、当該森林計画区に係る地域管理経営計画と計画期間を同じくする**国有林野施業実施計画**（以下「**実施計画**」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) ~ (5) （略）

(6) 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(7) ~ (9) （略）

4 保護林の設定の体系

- ▶ 保護林は、保護林設定要領（長官通知）に基づき設定。
- ▶ 森林生態系保護地域及び森林管理局の判断で設定する森林生物遺伝資源保存林は、森林管理局に設定のための委員会を設置し、森林管理局長は意見を聞いた上で設定する。
- ▶ 林野庁が通知し、森林管理局が設定する森林生物遺伝資源保存林は、林野庁が有識者の意見を聞いた上で「森林生物遺伝資源保存林設定に関する基本計画」を定め、森林管理局に通知し、森林管理局が設定する。
- ▶ その他の保護林は、調査ののち森林管理局長が設定する。

森林生態系保護地域

森林生物遺伝資源保存林
(森林管理局主体)

森林生物遺伝資源保存林
(林野庁主体)

その他の保護林

予定箇所の情報収集、
調査

予定箇所の情報収集、
調査

学識経験者等の意見を聞き、
基本計画を策定

基本計画を森林管理局長に通知

予定箇所の情報収集、
調査(森林管理局)

設定委員会を設置し、
意見聴取(森林管理局)

予定箇所の情報収集、
調査

設定委員会を設置し、
意見聴取

設定委員会を設置し、
意見聴取

施業実施計画に位置づけ

5 各保護林の分布等

① 森林生態系保護地域

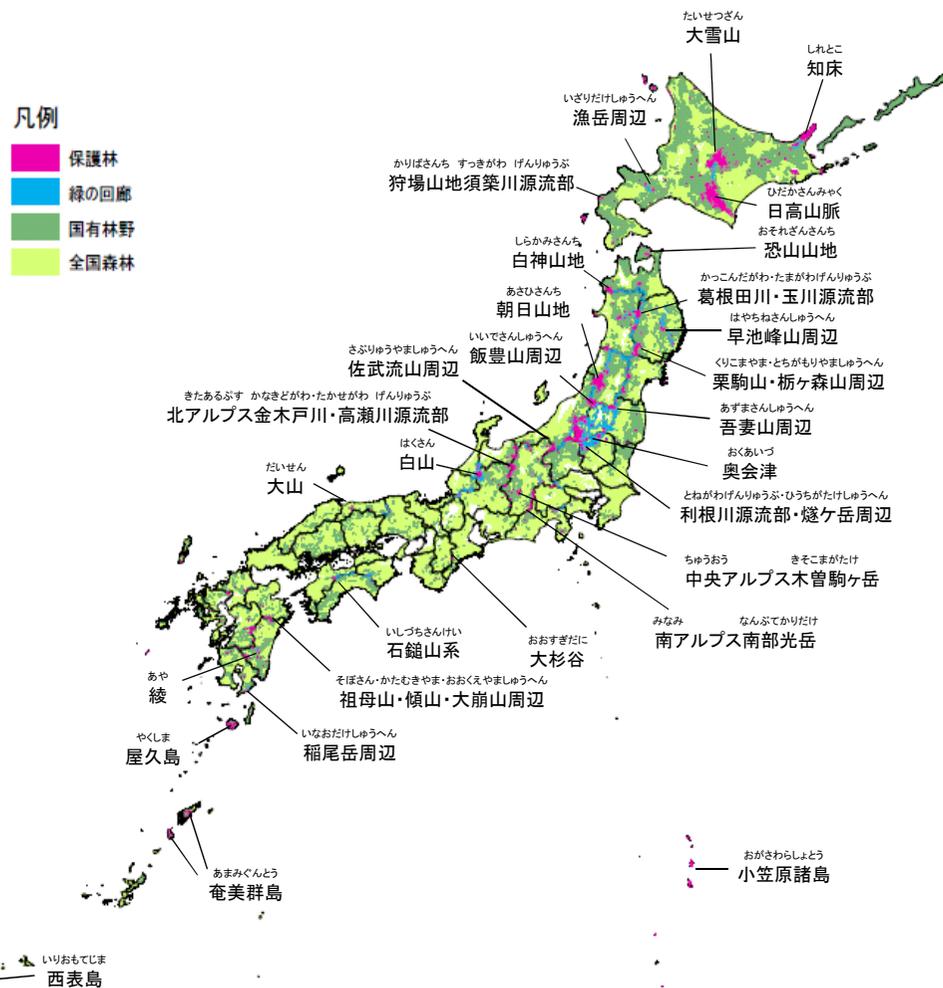
- ▶ 原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する保護林。
- ▶ 世界自然遺産地域の9割以上は森林生態系保護地域。
- ▶ 30箇所・655千ha・1箇所平均2万1千ha



大杉谷森林生態系保護地域
(近畿中国森林管理局)



西表島森林生態系保護地域
(九州森林管理局)



知床森林生態系保護地域
(北海道森林管理局)



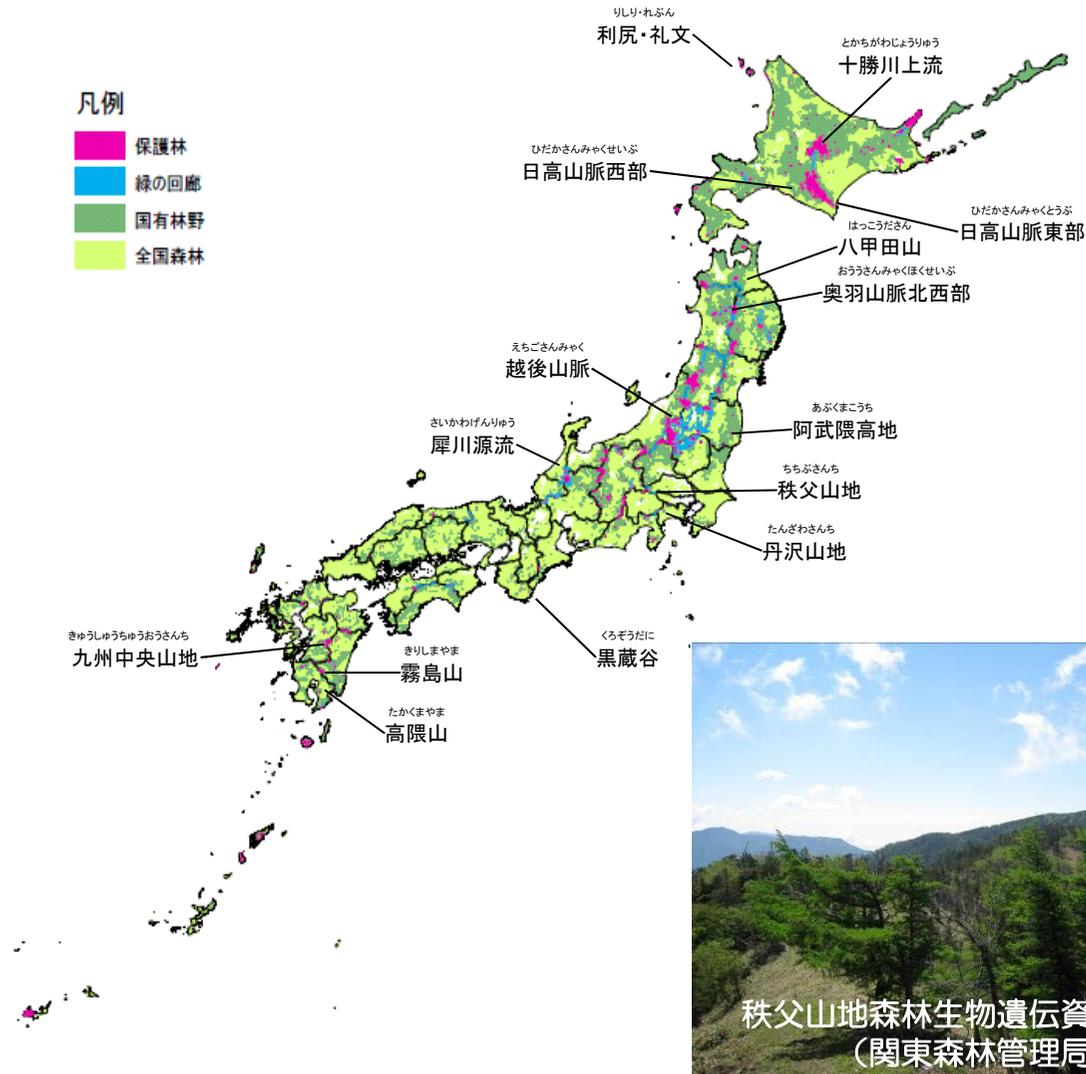
小笠原諸島森林生態系保護地域
(関東森林管理局)

②森林生物遺伝資源保存林

- ▶ 森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し将来の利用可能性に資する保護林。
- ▶ 15箇所・75千ha・1箇所平均5千ha

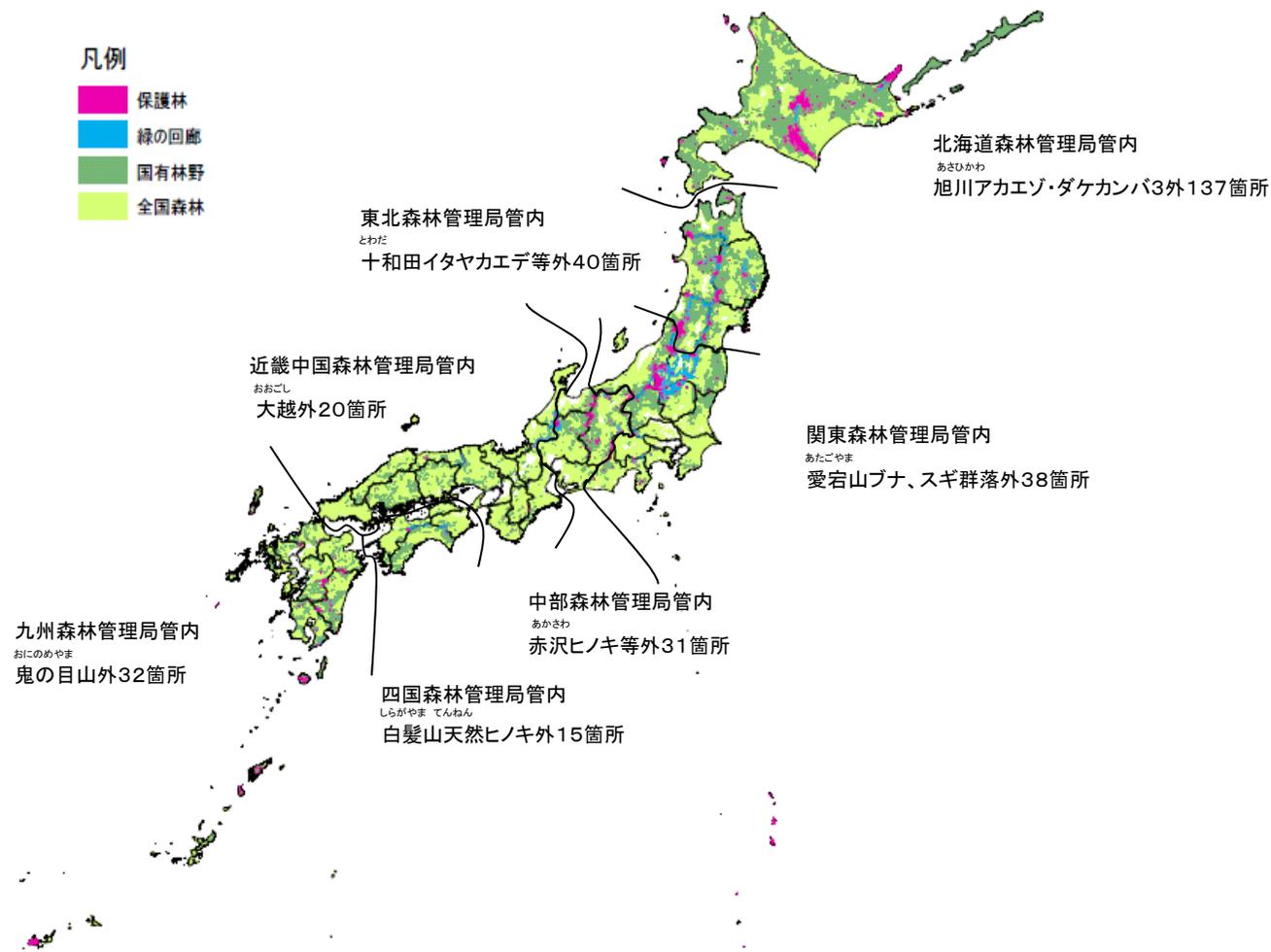
凡例

- 保護林
- 緑の回廊
- 国有林野
- 全国森林



③ 林木遺伝資源保存林

- ▶ 主要林業樹種及び稀少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する保護林。
- ▶ 320箇所・9千ha・1箇所平均30ha



鳥海ブナ林木遺伝資源保存林
(東北森林管理局)

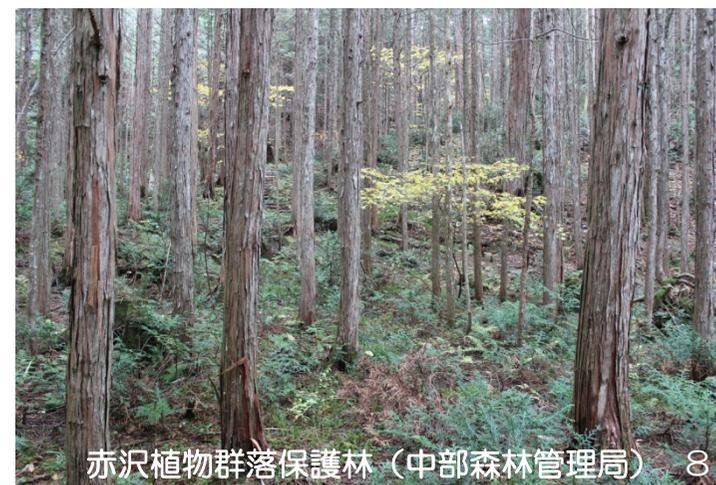
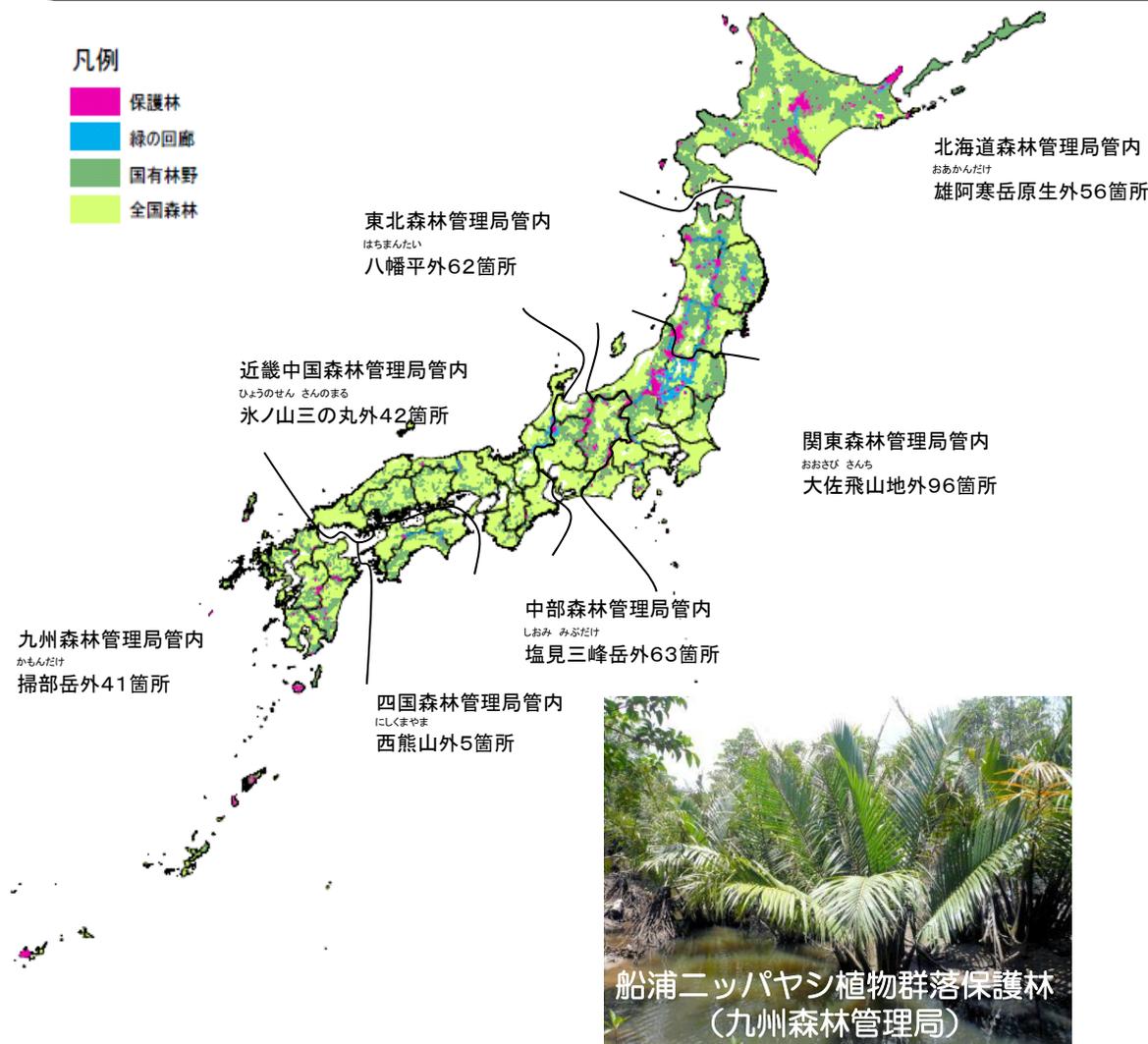


富士山大沢カラマツ・イラモミ・
ウラジロモミ群落林木遺伝資源保存林
(関東森林管理局)

④植物群落保護林

▶ 我が国または地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する保護林。

▶ 372箇所・161千ha・1箇所平均430ha



⑤特定動物生息地保護林

- 特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する保護林。
- 39箇所・23千ha・1箇所平均590ha

